

敦賀市医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの地域における活動の定着を図るため、敦賀市医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり必要な事項を定め、もって、医療的ケア児の支援体制の整備を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- （1）医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、栄養管理、排泄管理、その他の医療行為をいう。
- （2）医療的ケア児等とは、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児及び重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児者をいう。
- （3）医療的ケア児等コーディネーターとは、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了したもので、医療的ケア児等の支援を総合調整する役割をもつ者をいう。
- （4）民間事業所等とは、民間の特定相談支援事業所と特定障害児相談支援事業所をいう。

(対象者)

第3条 この事業は、福井県、他都道府県及び政令指定都市が実施する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の修了者を配置している市民が利用する市内又は市外の民間事業所等を対象とする。

(実施内容)

第4条 本事業では、以下に掲げる内容を実施することとする。

サービス等利用計画策定前の業務

- （1）退院時カンファレンス参加経費
- （2）在宅移行支援に係る連絡調整業務
- （3）基本相談業務
- （4）個別支援会議参加経費
- （5）個別支援に係るスーパーバイズ

なお、障害福祉サービス等に係る報酬が発生する場合及び市からの指定管理料・その他の委託料等を充当する場合は（1）～（5）に該当する業務であっても、これを除くものとする。

(実施方法)

第5条 市は、民間事業所等が提出する事業計画書等を審査の上、対象事業を選定する。

- 2 民間事業所等は、事業実施後、市長に対し、事業報告書等により事業の実績を報告するものとする。

(事業運営)

第6条 本事業は、第4条に定める事業の運営を行う第3条に定める民間事業所等に補助する事業として実施する。

(補助金の交付)

第7条 市は、民間事業所等が第4条に掲げる内容を実施する場合は、別に定めるところにより、それに要する経費を補助することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市が別途定める。

2 民間事業所等は、市が必要に応じて実施する調査等に対し協力をするものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。